

四日市市調達公告

下記の委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和 39 年四日市市規則第 12 号）第 23 条の規定に基づき公告する。

令和 3 年 1 月 26 日

四日市市長 森 智広

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 博物館清掃警備業務委託
- (2) 業務場所 四日市市立博物館
- (3) 業務概要 四日市市立博物館における次の業務
 - 1. 清掃業務
 - 2. 警備保安業務
- (4) 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）（以下「名簿」という。）に登録されている者で、四日市市内に本店を有する者
 - (3) 過去 5 年間（平成 27 年度以降）に、延べ 3,000 ㎡以上の規模を有する建築物において、契約金額（委託期間が 1 年以上の契約である場合にあっては、1 年間に換算して算出した金額とする。）が、900 万円以上（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）である、次に掲げる①又は②のいずれかの業務を元請として、1 年以上継続して履行した実績を有する者
 - ①清掃業務を含む業務
 - ②警備保安業務を含む業務
- ※ 現在契約中の業務については、当該業務委託の契約開始日から公告日までに 1 年以上継続して履行していること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について登録を受けている者
 - (5) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による公安委員会の認定を受けている者
 - (6) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けていない者
 - (7) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）に基づく排除措置を受けていない者
 - (8) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
 - (9) その他関係法令、規則等に違反していない者

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書〔様式 1〕

(イ) 業務の履行実績書〔様式 2〕

(ウ) 証明書類

- ・警備業法の認定証の写し
- ・履行実績の業務内容が確認できる履行証明書又は契約書の写し等

イ 提出先 四日市市役所 5 階 総務部調達契約課

ウ 提出部数 1 部

エ 提出期限 令和 3 年 2 月 9 日(火) 午後 3 時

(2) 入札参加資格の審査結果通知等

ア 入札参加資格が認められない者については、令和 3 年 2 月 10 日(水)に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

イ 入札参加資格が認められなかった者は、令和 3 年 2 月 12 日(金)午後 3 時まで
に書面により、その理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの規定により求められた説明については、令和 3 年 2 月 15 日(月)まで
に書面で回答する。

4 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、令和 3 年 2 月 9 日(火)午後 3 時までに書面により申し出ることができる。

なお、質問に対する回答は、令和 3 年 2 月 10 日(水)以降、総務部調達契約課及び四日市市入札情報ホームページにおいて供覧する。

5 現場説明会

本業務における現場説明会は行わない。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

7 入札の執行

(1) 日 時 令和 3 年 2 月 17 日(水)午後 3 時 00 分

(2) 場 所 四日市市役所 5 階 第一入札室

8 入札条件

(1) 様 式：入札書（市指定方式）

- (2) 記載条件：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。
- (2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。
- (3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、指名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。
- (5) 入札者が協定して行った入札。
- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (9) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。
- (10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

10 予定価格

本業務委託に係る予定価格の事前公表は行わない。

11 最低制限価格

本業務委託の最低制限価格は予定価格の75%（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる）とし、当価格より低い入札は無効とする。なお、再度入札を行う場合においても、このことにより無効となる入札をした者は再度入札に参加することができない。

12 その他

- (1) 本業務は、四日市市公契約条例により、契約時に適正な労働条件の確保に関する報告を求める。（別紙 特記仕様書（公契約条例関係）を参照すること。
- (2) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。